

上方の富興行について

滝口正哉

はじめに

平成二十一年十一月十五日、大阪府箕面市の瀧安寺では、明治期以来途絶えていた箕面富を約一四〇年ぶりに復活させた。その仕法は、「宝珠御守」を購入した人にあらかじめ番号札を渡し、住職が錐で箱の中の木札を突き、これと同じ番号が書かれていれば当たりというもので、当日筆者も参加したが、箱は江戸時代に実際に使用されていたものが用いられ、抽籤は観音堂で古式にしたがって行われた。当日は整理券が配られるほどの盛況であったが、当選者はわずか一三人で、賞金ではなく「大福御守」を三人に、「招福御札」を一〇人にそれぞれ授与する仕組みになっていた。宝くじに慣れ親しんだ現代人にとっては、この行事が江戸時代の富くじとも異なる不思議な存在に感じられたに違いない。

江戸時代の富くじは富・富突・突富などと呼ばれ、筆者はこれまで江戸の富突、なかでも幕府が公的に許可した御免富の成立と展開について検討してきた。その結果、富突は摂津国箕面瀧安寺の富法会に由来し、十七世紀中頃には鞍馬山でも行われ、以後のスタイルが成立した後、十七世紀末頃に江戸の宝泉寺（牛込高田）、ついで感応寺（谷中）で行われたことが明らかとなっている¹⁾。

要するに、瀧安寺で復活したこの行事は、富突発祥の富法会ということになるが、この行事が幕末まで継続しえたのは、ひとえに賞金を授与するものではなく、あくまで護符を授ける宗教行事であったからである。逆にいえば、他の富突には賞金をともなうものが大半であったために、幕府の政治方針に大きく規定されていたといえよう。

筆者はこれまでの検討から、江戸の御免富の興行については、次の

ように八つの時期に区分できると述べてきた。

- ① 享保十五年（一七三〇）以前
宝泉寺・感応寺のみの興行。
- ② 享保末期
仁和寺・興福寺の興行が御免富として初めて行われるが、興行不振により数年で中断。
- ③ 元文～宝暦期
宝泉寺・感応寺のみ興行に戻る。
- ④ 明和～天明期
御免富が再び行われ、江戸では古参二寺（宝泉寺・感応寺）、江戸の寺社（一件）、他国の寺社（一件）、宮門跡方（三件）という興行定数が定められる。
- ⑤ 寛政期～文化八年（一八一二）
寛政改革の影響で感応寺のみが断続的に興行を許される。
- ⑥ 文化九年（一八一三）
輪王寺・寛永寺の経営難を救済する目的で「両山御救富」が開始され、感応寺・湯島天神・目黒不動を興行場所とする「江戸三富」が成立する。
- ⑦ 文政四年（一八二二）～天保十三年（一八四二）
文政四年に適用範囲が拡大（三都、最長で五・六年、興行件数一〇ヶ所まで）され、さらに同八年には興行数の増加策（三ヶ月ごと、一ヶ月一五ヶ所、計四五ヶ所まで許可）が図られたことに

よって、御免富の最盛期を迎える。

⑧ 天保十三年以降

天保改革により御免富は全面禁止となり、以後行われた場合はすべて違法興行（隠富）として取り締まることとなった。

これにたいして京都・大坂は、富突としての由緒が江戸よりも古くばかりでなく、幕府によって享保期に生み出された御免富政策では、三都を同列に対象としており、江戸とほぼ同時期（②・④・⑦）に同じ仕法で御免富が行われていたことがわかっているが、これまで具体的な実態を体系的に把握することは行われてこなかったといえる。そこで本稿では、京都・大坂における御免富の動向を分析し、江戸との比較を試みたいと思う。

一 京都の御免富

京都の富突は古く、江戸の考証家山崎美成がその著『海録』において次のように述べている。³⁾

私云、鞍馬山妙寿院、富根元之事、宝印と申候て毘沙門守護之秘符にて、熊野山牛王宝印之類にて、毎年正月十一日禁中へ献上、御城へ献上之巻数の中にも封じ、往古は信心の輩へ鬮取にて施候由、是富突の始なりと云

これによれば、鞍馬山妙寿院で毎年正月の護符授与にかつて富突の手法がとられ、これが富突の嚆矢であるという。江戸で最初に富突を

始めた宝泉寺が鞍馬の富の手法を導入したと述べているのは、おそらくこの行為を指しているものと思われる。美成の説は瀧安寺に源流を求めるとは異なる内容だが、京都も大坂同様に近世初期から宗教行事の一環として富興が行われていたことを示す意味で重要である。

これを裏付けるように、享保二年（一七一七）に刊行された「諸国年中行事」によれば、正月七日に大坂西成郡大融寺の富・箕面瀧安寺并財天の「富つき」および箕面勝尾寺の「福突（とみつき）」が、同十三日に嵯峨虚空蔵の富、同十四日に山城国吉祥院村吉祥院の富、同十五日に伏見中書島弁財天の富、同十六日に山城国大原野春日の富、同十八日に勝尾寺富、二月三日に瀧安寺および太融寺の「二の富」がそれぞれ行われていたことを伝えているのである。

ところで、御免富は、富札販売と開催場所の周知を図るため、町奉行所などから触が出されるのが常であった。そこでまず、京都の町触について検討してみると、管見のかぎり京都で興行された御免富で明らかなのは、表1の通りである。これは京都で興行された場所（興行地）・寺社奉行所から御免富として興行の許可を得た寺社（興行主）・許可年数・年興行回数（年会数）・興行月・開催期間を一覧にしたもので、これらを見ていくと、以下の特徴が指摘できる。

- ① 天明年間、および文政八年～天保七年の許可事例が見出せる。
- ② 興行場所は錦天神（寺町四条上ル）・誓願寺（寺町三条下ル）・金蓮寺（四条道場）がほとんどである。
- ③ 興行主体に他国寺社はきわめて少なく（増上寺・三州白鳳寺）、

門跡寺院が多い。

- ④ 年会数×年数や開催月など、各時期の興行スタイルは江戸とほぼ同様である。

- ⑤ 天保期になると、大坂でも富札の販売が許可されている事例がみられる（増上寺・毘沙門堂御門跡・仁和寺・熊野三山）。

- ⑥ 天保期、仁和寺は京都・大坂で同時期に開催している。

右からは、江戸とほぼ同時期に同じ興行スタイルで行われ、集客力の高い盛り場で開催されたことがわかるが、明和・安永期の町触が今のところみられない点で、御免富の導入がやや後発であることを感じさせる。また江戸と比較して興行件数がかなり少なく、立地的な条件から、文政期の規制緩和後も門跡寺院や本山クラスの興行に終始している点で、御免富の受容は江戸よりもかなり限定的であったということがわかる。

その一方で特徴的なのが⑤と⑥で、ともに天保期に入ってからとられた手法であり、この時期江戸では売れ残る富札を抱え興行成績悪化に苦心する寺社が続出することを考えれば、集客を見込んでの苦肉の策とも考えられる。ことに⑥では「去ル辰年於大坂表富興行御免之處、猶又於当表」とあるように、興行自体に大坂との連続性をもたせることで集客効果を高めようという意図が窺えるのである。

また、京都にほど近いところに伏見がある。こちらも伏見奉行所轄の幕府直轄地であり、現存する富札から御香宮で安楽御殿（安楽寿院）が興行を行っていることがわかっている。

表 1 京都の町触にみる御免書

年	月日	興行地	興行主	号数	年数	年会数	興行月	開催期間	備考
1781	天明 1 丑 9 11	青蓮院御門跡境内三条北裏 明牛地	大覚寺御門跡院家覚勝院	6-555	5	12	毎月	1781.9/ ~ 1786.9/	「東公事方出ル」とある。 「西公事方出ル」とある。
1782	2 寅 12	四条道場金蓮寺境内	多武峰明神	6-803	10	12	毎月	1783.1/ ~ 1793.1/	
1783	3 卯 11 25	錦天神社歡喜光寺境内	三州加茂郡猿投山白鳳寺	6-875	3	12	毎月	1783.12/ ~ 1786.12/	
1784	4 辰								
1785	5 巳								
1786	6 午 6	祇園社内	雲鏡寺并御兼帯所禅智院殿	6-1279	2	12	毎月	1786.9/16 ~ 1788.8/16	
1787	7 未 3 11	五条通御影堂境内	梶井御門跡	6-1419	?	?	?	? ~ ?	これまでは梶井御門跡境内天満宮 社地において興行していた。
1825	文政 8 酉 11	因幡薬師平等寺	聖護院宮	10-640	3	4	2・5・8・11	1825.11/ ~ 1828.8/	
		蓮華光院御門跡境内	蓮華光院御門跡	10-655	5	4	3・6・9・12	1825.12/ ~ 1830.9/	
		寺町錦天神社歡喜光寺境内	竹生嶋	10-657	3	4	3・6・9・12	1825.12/ ~ 1828.9/	
1826	9 戌 3 3	四条道場金蓮寺	円照寺	10-680	5	4	3・6・9・12	1826.3/ ~ 1830.12/	
		寺町四条上川錦天神社内	瑞竜寺殿	10-688	5	4	2・5・8・11	1826.5/ ~ 1831.2/	
		寺町四条上川錦天神社歡喜 光寺境内	美濃国南宮	10-690	3	4	1・4・7・10	1826.4/ ~ 1831.1/	
1827	10 亥	寺町三条下川誓願寺境内	光照院宮	10-715	5	4	2・5・8・11	1826.8/ ~ 1831.5/	
1828	11 子 1	寺町三条下川誓願寺境内	五山東福寺	10-892	3	4	3・6・9・12	1828.3/ ~ 1830.12/	
		寺町錦天神社歡喜光寺境内	青蓮院宮	10-938	5	4	1・4・7・10	1828.10/ ~ 1833.7/	
		寺町三条下川誓願寺境内	靈鏡寺宮	10-972	5	4	3・6・9・12	1829.3/ ~ 1833.12/	
1829	12 丑 4	四条道場金蓮寺境内	曼珠院	10-1011	5	4	?	1829. ?/ ~ 1834. ?/	
1830	天保 1 寅 4 6	寺町錦天神社歡喜光寺境内 寺町三条下川誓願寺境内	大聖寺宮 金地院	10-1119 10-1129	5 3	4 4	1・4・7・10 3・6・9・12	1831.1/か ~ 1835.10/か 1830.9/ ~ 1833.6/	

年	月日	興行地	興行主	号数	年数	年会数	興行月	開催期間	備考
1831	2: 卯 3	祇園社神前	祇園社	10-1206	3	4	3・6・9・12	1830.12/ ～ 1834.3/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。 「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。
1832	3: 辰 5	四条道場金蓮寺境内	増上寺	10-1310	10	6	1・3・5・ 7・9・11	1832.7/ ～ 1842.5/	天保3年12月26日の町触で、大坂でも富札の販売が許可される(5016)
			東山円光寺	10-1247	3	4	2・5・8・11	1831.8/ ～ 1834.5/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。
			高尾山神護寺	10-1210	3	4	2・5・8・11	1831.5/ ～ 1834.2/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。
1833	4: 巳 7	寺町三条下(誓願寺境内)	大覚寺御門跡	10-1179	3	4	3・6・9・9・12	1830.12/ ～ 1833.9/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。
			蓮華光院(御門室兼帯所東岩倉山真性寺)	10-1392	3	4	1・4・7・10	1831.1/か ～ 1838.10/か	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。
			西岩倉山金蔵寺	10-1416	3	4	1・4・7・10	1834.1/ ～ 1838.10/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。
			山科郷屋(沙門堂御門跡)	10-1417	10	4	3・6・9・9・12	1834.6/ ～ 1844.3/	天保5年3月26日の町触で、大坂でも富札の販売が許可される(5081)。富札1枚銀6匁5分、50,000枚発行、最高賞金額300両

上方の富札について

年	月日	興行地	興行主	号数	枚数	年回数	興行月	開催期間	備考
1834	5月5日	四条道場金蓮寺境内	仁和寺宮	10-1448	10	12	毎月	1834.5/ ~ 1844.4/	「去し辰年於大坂表當興行御免之処、猶又於当表」とある。天保5年5月12日の町触で、大坂でも富札の販売が許可される(5089)。富札1枚金1朱、22,000枚発行、最高賞金額150両。
	5	寺町誓願寺境内	実相院御門跡	10-1449	5	4	1・4・7・10	1834.7/ ~ 1839.4/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。 「尤当正月分者同二月興行候間」とある。
1836	7月1日	四条道場金蓮寺境内	紀州熊野那智山東方便院	11-67	3	4	1・4・7・10	1836.2/ ~ 1838.10/	天保6年11月2日の町触で、大坂でも富札の販売が許可される(5153)。
	6	同宮兼帯所西洞院仏光寺宮 大臣社地境内	豊珠院宮	11-93	3	4	1・4・7・10	1836.7/ ~ 1839.4/	「閏月相加へ」とあるが、本表では閏月を考慮していない。

註：①『京都町触集成』をもとに作成。

②便宜上、ここでは閏月は前月分と考える。

③号数欄は『京都町触集成』掲載の号数を表す。

二 大坂の御免書

次に大坂の町触をみてみよう。筆者が管見のかぎり大坂で興行されたことが確認できる御免書は、表2の通りである(なお、大坂の町触には札料・発行枚数・最高賞金額の記載があるので、合わせて収録している)。これにちれば、以下の特徴が指摘される。

①享保、明和六年～寛政元年、文政五年～天保八年の許可事例が見出せる。

②興行場所は主に座摩宮(南渡辺町)・仁徳天皇社(上難波町)・和光寺(堀江)・津村御霊宮・天満天神社・生玉明神・同北向八幡宮などである。

表 2 大坂の町触にみる御免書

年	月日	興行地	興行主	号数	年数	年回数	興行月	時 期	備 考	札 料	発行枚数	最高賞金額
1730	享保 15: 戌 12 19	阿弥陀地和光寺	南都興福寺	桶67	10	3	?	1731.?? ~ 1740.??	翌年正月12日に同様の通達あり(達396)			
1769	明和 6: 丑 3 9	生五人幡宮境内	城州大原勝林院	2668	7	12	毎月	1769.3/21 ~ 1776.2/21	富札は旅宿大坂順慶町筋初瀬町証地堂会所にて販売。 富札は「久昌寺地面之内富会所」・「長町一丁目山田屋半左衛門借家大和屋太助店」にて販売。 翌年正月20日には「相国寺富札以来は講中江切手相渡候事」(達885)とある。	金100疋	1,500	100両
		西成郡曾根崎村久昌寺	京都相国寺	2678	10	12	毎月	1769.7/16 ~ 1779.6/16		銀2両5分	10,000	100両
1770	7: 寅 8: 卯 辰 巳	上難波町仁徳天皇社境内	隋心院御門跡	2863	3	12	毎月	1774.3/1 ~ 1777.3/1	仕法書には「但、上方筋金吾分吾枚二而富察昌難致候二付、右之割合を以、金吾歩札二拾枚宛、札料吾枚五分札、吾力五千枚」とある。	金1分	1,500	銀6貫目
1774	3: 午 3 21											
1775	4: 未 1 15	南渡辺町座磨宮社地	大乗院御門跡	2893	3	36	毎日3回	1775.3/6 ~ 1778.2/		銀1両5分	15,000	銀1貫500匁
1776	5: 申 1 21	津村御霊社地	多賀大社	2895	10	12	毎月	1775.2/11 ~ 1785.1/		銀1両5分	15,000	銀6貫目
1777	6: 酉 1 27	南渡辺町座磨宮社地	河州菅田八幡宮	2959	5	12	毎月	1777.5/2 ~ 1782.4/		銀2両5分	9,000	銀6貫目
1778	7: 戌 9 27	南渡辺町座磨宮社地	相州箱根権現	2987	5	12か	毎月か	1777.10/6 ~ 1782.9/		銀2両	11,250	銀6貫目
1779	8: 亥 9 子											
1780												
1781	天明 1: 丑 2 27	上難波町仁徳天皇社地	妙法院宮内家常任金剛院	3095	10	12	毎月	1781.5/ ~ 1791.4/	5月21日の触(3104)によって、金剛院隠居無量光院病死により、觸丸名前にて3ヶ月遅れて開始される。	銀2両2分5厘	10,000	100両

年	月日	興行地	興行主	号数	年数	年回数	興行月	時	期	備考	札料	発行枚数	最高賞金額
1782	2月 3 18	南渡迎町歴磨宮社地	上州館林委別当興 菴寺	3145	2	12	毎月	1782.6/2	～ 1784.5/	富札は「いろは」25文字の組に分ける。 富札は十二支の組に分ける。 富札の売れ行きが悪いので、天明5年9月18日の替(3298)で当面2年間仕法替を行う。仕法書には「札一枚を一人二て求兼候者へ八、十枚を以一枚二相当仕候小札、一枚二付銀一分五厘ツ、二て相渡、金子相渡候節も、右割合二而相渡申度奉存候」とある。	銀1両9分	12,500	銀6貫目
	8 10	堀江和光寺境内	光照院宮	3156	5	12	毎月	1782.11/	～ 1787.10/		銀1両5分厘毛	12,000	100両
1783	3月 卯												
1784	4月 6 26	南渡迎町歴磨宮社地	河州壺井八幡宮	3242	5	12	毎月	1784.7/	～ 1789.6/	「新報書」とある。 富札は十二支の組に分ける。 富札の売れ行きが悪いので、天明6年4月23日の替(3316)で当面2年間仕法替を行う。銭1貫文=銀10匁換算。 寛政元年、不法が露見し、同3年正月に差留が言い渡される(3506)	銀1両5分	15,000	銀6貫目
1785	5月 1 13	上難波町仁徳天皇社地	摂州多田院	3269	10	12	毎月	1785.1/	～ 1795.1/		銀1両5分	15,000	100両
	3 9	津村御霊宮社地	南都興福寺	3283	10	12	毎月	1785.4/	～ 1789(差留)		銀1両2分5厘 →銀2両7分7厘 →6,000	18,000 →37貫500文	銀6貫目
1786	6月 午												
1787	7月 未												
1788	8月 8 2 3	天満天神社内	隋心院御門跡	3435	3	12	毎月	1788.2/	～ 1791.1/	富札は一～十の組に分ける。 「初会者別紙仕法之通にて、式会目より八段々売札を引、興行有之、褒美金之儀八惣札高減し候事故、右二応し相渡候筈二候」とある。	銀1両5分	15,000	銀6貫目
1789	寛政 1 酉 10 21	上難波町仁徳天皇社地	大乗院御門跡	3545	3	12	毎月	1789.10/	～ 1792.10/		銀1両5分	15,000	100両
1821	文政 4 巳 10	西成郡北野村不動寺境内	仁和寺宮	4580	10	12	毎月	1821.11/16	～ 1821.10/16	不動寺は仁和寺の末寺	金100疋	1,500	100両

年	月日	興行地	興行主	号数	年数	年回数	興行月	時	期	備考	札料	発行枚数	最高賞金額
1822	5:午 12 24	生玉北向八幡宮社内	豊前国宇佐八幡宮	4588	7	12	毎月	1822.1/25 ~	1828.12/25		銀6両	5,000	100両
1823	6:未 7:申												
1824	8:酉	天満天神社内	林丘寺宮 妙法院宮	4742 4743	5	4	1・4・7・10 2・5・8・11	1826.4/21 ~ 1826.5/11 ~	1831.1/21 1831.2/11	富札は松・竹・梅の組に分ける。 金1両=銀6両換算。全150番だが、 151・152番を設け、当選金各250両を加 えた800両を最高賞金額としている。	銀6両 銀7両	20,000 18,000	300両 300両
1825	9:戌	天満天神社内	天満天神社内	4748	3	4	3・6・9・12	1826.6/1 ~	1829.3/12		銀6両	180,000	300両
1826		西成郡今宮戒境内	紀州熊野三山	4748	3	4	3・6・9・12	1826.6/1 ~	1829.3/12		銀6両	180,000	300両
1827	10:亥 閏6 25 11 19	座磨宮社内 堀江和光寺境内 堀江和光寺境内	座磨宮 北岩蔵実相院御門跡 京愛宕山長床坊	4780 4794 4806	3 5 3	4 4 4	3・6・9・12 2・5・8・11 2・5・8・11	1829.3/15 ~ 1827.8/13 ~ 1827.11/3 ~	1832.2/15 1832.5/13 1830.8/3	「来子年豊前国宇佐八幡富明跡」とあ る。富札は福・禄・寿・恵の組に分ける。 富札は十二支の組に分ける。 「来子年豊前国宇佐八幡富明跡」とあ る。富札は「いろは」30文字の組に分 ける。	銀3両9分 銀5両8分 銀3両9分	30,000 30,000 28,000	150両 300両 150両
1828	11:子 7	生玉明神境内	生玉明神	4836	3	4	1・4・7・10	1829.1/7 ~	1831.10/7		銀4両	15,996	90両
		堀江和光寺境内	大乗院御門跡	4838	5	4	1・4・7・10	1829.1/? ~	1833.10/?		銀5両8分	30,000	300両
1829	12:丑 9	座磨社境内 生玉明神社内	宝鏡寺宮 相州鎌倉英勝寺	4852 4886	5 3	4 4	2・5・8・11 2・5・8・11	1829.5/6 ~ 1830.11/? ~	1834.2/6 1833.8/?	「来寅年京愛宕山長床坊富明跡」とあ る。富札は一〜十の組に分ける。 「林丘寺宮富明跡」とある。富札は 龍・虎・鶴・亀の組に分ける。 「妙法院宮富明跡」とある。富札は 春・夏・秋・冬の組に分ける。	銀6両5分 銀6両4分	30,000 30,000	300両 300両
1830	天保 1:寅 8 25	天満天神社内	江州多賀大社	4916	3	4	2・5・8・11	1831.2/21 ~	1833.11/21		銀5両5分	30,000	300両
1831	2:卯 3 29	生玉明神社内	京都大仏養源院	4942	3	4	3・6・9・12	1831.3/? ~	1833.12/?		銀5両	36,000	300両
		西成郡 今宮村広田社境内	紀州熊野三山	4948	3	4	3・6・9・12	1831.6/? ~	1834.3/?		銀6両	120,000	1,000両
		生玉明神社地	専修寺門跡	4949	3	4	2・5・8・11	1831.11/? ~	1834.8/?	「仁和寺宮富明跡」とあ る。富札は十二支の組に分ける。	銀5両2分	30,000	300両

上方の富興行について

年	月日	興行地	興行主	号数	年数	年回数	興行月	時	期	備考	札料	発行枚数	最高賞金額
	8.23	堀江和光寺境内	南都薬師寺	4962	3	4	1・4・7・10	1822.7/	～	1835.4/	銀498分	30,000	150両
		東成郡天王寺村今道町毘沙門堂大乗坊境内	増上寺	4971	10	4	2・5・8・11	1831.11/	～	1841.8/	銀69両	100,000	1,000両
1832	3.辰	天満天神社内	妙法院宮院家常住金剛院	4988	3	4	2・5・8・11	1822.8/	～	1835.5/	銀399分	36,000	90両
1833	4.巳	1.24 西成郡北野村不動寺境内 8.10 座摩社内 9.24 東成郡四天王寺 10.27 生玉社内	仁和寺宮 妙法院宮 東成郡四天王寺 輪王寺宮	5022 5046 5052 5055	10 3 7 10	12 4 12 4	毎月 3・6・9・12 毎月 2・5・8・11	1833.2/3 1833.9/ 1833.10/21 1833.11/	～ ～ ～ ～	1843.1/18 1836.6/ 1840.9/21 1843.8/	金1朱 銀399分 銀399分 銀499分	17,000 36,000 24,000 36,000	200両 150両 100両 300両
		12.18 東成郡天王寺村今道町毘沙門堂大乗坊境内	尾州熱田宮	5066	3	4	1・4・7・10	1834.1/	～	1836.10/	銀69両	40,000	300両
1834	5.午	12.28 西成郡今宮村広田社境内	紀州熊野三山	5067	10	4	2・5・8・11	1834.2/	～	1843.11/	銀69両	120,000	2,000両
		座摩社内	本光院宮	5075	5	4	2・5・8・11	1834.5/	～	1839.2/	銀499分	36,000	300両
		6.1 生玉北向ノ幡社内	尾州熱田宮	5091	7	4	2・5・8・11	1834.8/	～	1841.5/	銀69両	96,000	1,000両
1835	6.未	10.9 生玉社内	尾州一宮	5114	3	4	1・4・7・10	1834.10/	～	1837.7/	金1朱	36,000	150両
1836	7.申												
1837	8.酉	1.18 高津社境内	紀州熊野三山	5217	8	4	2・5・8・11	1837.2/	～	1844.11/	?	86,400	1,000両

注：①『大阪市史』をもとに作成。

②便宜上、ここでは閏月は前月分と考える。

③号数欄は『大阪市史』掲載の号数を表す。

③ 興行主体についてみると、畿内以外の寺社はきわめて少なく（宇佐八幡・尾州熱田宮・箱根権現・鎌倉英勝寺・増上寺）、近国の寺社や門跡寺院が多い。

④ 各時期の興行スタイルは江戸とほぼ同じである。
⑤ 札料・賞金が銀立ての場合がしばしばみられる。
⑥ 最高賞金額が最大の三〇〇両を超える御免富が存在する（増上

寺・熊野三山・尾州熱田宮。

⑦富札の発行枚数が江戸をはるかに上回る御免富が存在する（増上寺・熊野三山・尾州熱田宮）。

⑧早くから割札の存在が確認できる。

このうち、①は明和期の御免富再開と、文政四年に適用範囲が拡大されたことに対応しており、江戸の御免富の動向と対応しているのがわかる。また②は江戸同様に開帳実績が豊富で集客力に富んだ寺社が興行場所選ばれており、③は京都と同様の特徴を示している。

一方、⑥については、文政九年の熊野三山の御免富が全百五十番突き、突留の百五十番の賞金を三〇〇両とするだけではなく、百五十一・百五十二番を設け、この当選金各二五〇両を加えた八〇〇両を最高賞金額としているほか、天保八年の熊野三山の事例では同様に、「第百番 外二別金九百両相添都合 金千両」と、本来の賞金額一〇〇両に九〇〇両を加えて賞金を大幅に増やす戦略を立てている。管見のかぎり、こうした賞金の増額は江戸ではみられない。というのも、文政四年三月、幕府は宮門跡方をはじめとする由緒ある諸寺社の「御手当筋之儀」の出願が際限なくなつたため、富突・勸化の適用範囲を拡大する方針を打ち出す。「宮門跡方并大寺社之分」・「二十二社諸国一宮并御由緒厚キ寺社之分」・「御由緒薄キ寺社之分」の三つに区分し、「一之富」すなわち最高賞金額をそれぞれ一〇〇両・五〇両・三〇両と定めているのである。なお、このとき他にも格別の寺格を有するか、あるいは旧跡であるとか、事情ある場合は特例として許可対

象に含めることとしている⁶⁾。これによって右の熊野三山の事例などは、増額分を差し引いた「本来分」の三〇〇両・一〇〇両⁷⁾がこの規定に沿った額であり、増額分が規定外の仕法であることがわかる。右の文政四年の規定では、江戸の谷中感応寺・牛込宝泉寺や日光山・東叡山・増上寺・仁和寺宮・紀州熊野三山・尾州熱田社・摂州四天王寺・太秦安養寺の富突が特例分として興行定数の枠外にされており、大坂の御免富で賞金の増額がみられるのは、これらの寺社のいずれかであることを考えれば、増額には定数同様の別格的な論理が作用していたとみることができるといえる。そして⑦の現象も⑥の増額寺社に特有のものであることから、富札の発行枚数の増加は、最高賞金額の増加と連動したものであると理解できるのである。

そして⑧については、興味深い町触が存在した。すなわち、安永三年（一七七四）に隋心院御門跡が上難波町仁徳天皇社境内にて興行した際には、「但、上方筋金壹分壹枚二而富繁昌難致候二付、右之割合を以、金壹歩札二拾枚宛、札料壹匁五分札、壹万五千枚⁸⁾」という仕法を定めていることから、大坂では早い段階から高額な富札を額面通りに販売せず、当選権利を細分化させた割札の存在が公的に認められていたことがわかる。こうした実態は、富札屋の存在を容認せざるを得ないという幕府側の姿勢を誘発することにつながっていくものと考えられる。

ところで、明和七年（一七七〇）五月、京都相国寺は前年七月より大坂で興行してきたが、出張費用が高み、その上一〇ヶ年の年限を

待っていては破損の被害が拡大してしまうので、残りの九ヶ年分を四
年半に短縮し、一度の興行で褒美額などの内容を二度分に相当するよ
うに変更する願書を寺社奉行所に提出している。おそらくこの願書は
相国寺側で予測していた興行収入を得られない状況が続いたことにた
いする打開策なのであろう。つまり、大坂の御免富はすでに明和期の
段階で興行成績の不振が問題となっており、そのためには賞金額を増
額し、付随費用を抑えるためにも短期で目標額を回収することを望む
傾向が窺えるのである。こうした志向性は江戸より上方の方が強く、
その背景には都市としての規模と集客力の差に現れているようにも思
える。上方の御免富の最高賞金額がしばしば増額される理由には、こ
のような性格が反映されていたと考えられるのである。

三 随筆類の記述

次に随筆類や文芸作品に記された内容を見てみよう。古くは元文四
年（一七三九）の『絵本池の心』に西川祐信が富札販売の光景を描い
ているが、ここでは最盛期の上方の御免富について、まず『守貞謾
稿』を取り上げてみたい。

(1) 喜田川守貞『守貞謾稿』記載の「富」（巻之八）

維新を目前にひかえた慶応三年（一八六七）に成立した江戸の風俗
随筆に、『守貞謾稿』がある。作者喜田川守貞は文化七年（一八一

〇）に大坂に生まれ、天保八年（一八三七）に江戸に下り、同十一年
に喜田川家の養子となった人物である。そのため、同書は江戸と京
都・大坂の比較が随所で行われているのが特徴で、御免富についても
同様の意図で詳述されている。その内容をまとめると、次のようにな
る。

- ① 三都とも文政年間に盛んに行われるが、その後廃止された。
- ② 大寺・大社の修復費用に充当するために、幕府の許可を受けて行
う。
- ③ 大規模なものでは、最高賞金額が一〇〇〇両のものがあり、一〇
〇両のものなどは小規模な部類である。
- ④ 例えば、「千両富」というのは、札数が数万枚で、「松竹梅」や
「春夏秋冬」の組に分け、各何万枚として、金一分ほどで販売す
る。
- ⑤ 番号を記した紙札を販売し、これと同じ番号の桐製の札を六方箱
に納めて小口から錐で突き上げるものである。
- ⑥ 錐の一番および百番、五番・十番・五十番ごとの計一錐を
「節」、他の七九錐を「平」といい、突き終わりを「突き止め」
という。
- ⑦ 「両袖付」という前後賞、「記し違ひ」という組違い賞がある。
また、組違いの前後賞もある場合がある。
- ⑧ 市中所々に富札屋があり、催主より出す値段は定価が定められて
いるが、富札屋から販売する札には定価がない。

- ⑨ 「割札」と称して、富札屋が本札を分割して仮札を発行し、これを販売することがある。二分割のものを「二人割」、四分割のものを「四人割」という。
- ⑩ 突き止め一、〇〇〇両を得た者は、催主に一〇〇両、札屋に一〇〇両納め、その他諸費用に四〇〇〜五〇〇両差し引かれ、実際に手にするのは七〇〇両ほどで、同様に平に至るまでこれに準じている。
- ⑪ 京坂の富札屋では当たり札の番号を大幟に記して軒前に立てる。
- ⑫ 江戸では谷中感応寺・目黒不動・湯嶋天神で富を興行していたが、しだいに興行場所が増加し、一ヶ月に二四・二五件の興行がなされるようになった。
- ⑬ 興行数の増加にもなつて、「第付」が流行するようになり、当初は「富の出番云々」と言つて売り歩いてしたが、禁止され、のち「おはなし〜」と言つて一之富の番号を書いたものを売り歩く者が市中に数十人あらわれた。
- ⑭ 「第付」は一之富を当てるもので、裏店の女房や酒屋の小僧までもが参加し、当たると一文が八文になり、なかには大金を投じる者もあつた。
- ⑮ 興行場所は月に二・三度行われるものもあれば、四季ごとに行うものもあり、札数や当選額もまちまちだつた。
- ⑯ 興行のたびごとに寺社奉行所より検使が立ち会つ。
- ⑰ 興行当日には検使の下僚が境内や門前に筵を敷いて博奕を行う光

景がみられ、見物人のほか、「見徳売り」・「札売り」・「お咄うり」や「札買見物の第付したる者」などが群衆する。

⑱ 江戸の全盛期は文政末〜天保初めで、富の始まりは文化三年以来である。大坂では文政初め以来の興行で、それ以前に大坂で津山の富札の購入者を処罰した例がある。

⑲ 三都ともに天保十三年に禁止となる。

守貞の見た御免富とは、最盛期のものにほかならないが、右のうちまず京都・大坂だけにみられる特徴として、①が挙げられよう。御免富が最も盛んであつた文政四年〜天保十三年の時期、幕府は興行場所となる寺社の境内以外での富札販売を禁止している。^①富札屋が公然と市中で営業し、当選番号を大々的に幟に記しているという実態は、摘発を怖れて移動可能な床見世を中心に販売していた江戸と異なり、取り締まりが比較的緩やかである実態を示唆している。また③④に述べられていたような千両富が江戸ではみられない上方特有のものであるのは、前述したとおりである。

一方、⑩に関する光景は、『東海道中膝栗毛』でも描かれている（八編上）。すなわち、弥次郎兵衛・北八は大坂天神橋を南に行った路上で座摩宮の富札（「亥 八十八番」）を拾う。抽選会場である同社に出かけた二人は当選番号を知らされるや、一の富一〇〇両に当たつたと勘違いする。二人はさつそく新町の遊郭などで前祝いをし、引き換え当日もひとしきり会所で世話役・神主の饗応を受けるが、このときに当選金一〇〇両のうち一〇〇両を座摩宮に寄進し、五両を世話役に

祝儀として渡し、五両は次回興行の富札購入分を差し引かれることを約束させられてしまう。結局は印違い(「子 八十八番」ということ)がわかり、追ひ払われるというオチになるのだが、高額当選者は額面通りの賞金を受け取れない慣例があり、興行側はこれを前提に運営の目算を立てていたのだろう。

そして⑱の大坂の御免富開始時期は、前述の町触の分析結果とも一致するもので、守貞は津山の富札の事例を取り上げているが、こちらは幕府の目を忍んで津山藩内で独自に行われた興行であって、御免富とはいえないが、地方の富突が大坂市中でも受容されていた実態を示唆しており、大坂には御免富以外にもさまざまな富札を販売するルートが存在していたことが想定できよう。

(2) 畑銀鶏の「街廻噂」初編

戯作者畑銀鶏(一七九〇～一八七〇)は上野国七日市藩前田家の藩医で、「街廻噂」は彼藩主の大坂城勤番に従い天保五年(一八三四)八月四日から一年間大坂に滞在した際の見聞を題材にした滑稽本的な風俗書である。これについて筆者は以前に触れたことがあるが、江戸と大坂の御免富の比較が述べられていて、興味深い。ここでは大坂の御免富の特徴を挙げると、次のようになる。

① 富札屋は横町に大そうな幟を立て、その華やかさは人形芝居が祭かと思われるほどであり、江戸にはないことである。

② 富札屋には縮緬製や天鷲絨製の幟を六～一〇本ほどを見世先に立

て並べ、その幟は緋縮緬に黒天鷲絨の縁、黒天鷲絨に金糸の縁など、飾り物のように派手できらびやかである。

③ 江戸から大坂に来た者がみると、富札屋の幟の派手さには肝を潰すほどだが、当選金を運ぶ馬の派手さはそれ以上である。

④ 興行後主催者側は当選金を当り札を販売した富札屋まで馬に乗せて運ぶ。その馬には派手な飾り付けをし鈴を提げ、馬の先には縮緬製や天鷲絨製の小幟を左右に二本持たせて歩かせる。

⑤ 富札屋の店舗の造りや富札の形状は江戸と変わらず、江戸同様に割札がある。

⑥ 大坂には「おはなし」はない。

⑦ 興行当日には周知のため太鼓にて大坂市中を触れ歩く。

このように、大坂の富札屋は店舗の構造などには江戸と大差はないものの、派手さが大きな特徴であることがわかる。そして興行当日や興行後の当選金授与の際にも同様の傾向が窺えるのである。こうした派手なパフォーマンスは將軍膝下の政治都市江戸とは異なる取り締りの状況を示し、公然と富札の販売が行われている実態は、富札の販売から興行・当選金の支払いまで「境内完結」を鉄則とする江戸とは異なる富札の流通事情を示している。そして前述の『守貞謔稿』の記述にあるように、京都の富札屋についても同様の特徴がみられたように、上方特有の傾向とみることができる。

派手なパフォーマンスを繰り広げる富札屋に対し、町奉行所では天保十二年(一八四一)二月には「富札商店二差置有之候目印幟、其外

右二類候品柄取置可申事」を慎むようにとの町触⁽⁶⁾を出す、次のような事情から徹底されなかつたと思われる。すなわち、大坂斎藤町の医師が書き残したものとされる「浮世の有様」では、天保十三年三月に江戸・京都で相次いで盛り場の取り締まりが布達されたことを取り上げるなかで、「江戸は御膝元なるゆへ、昨年来敵敷御取⁽⁷⁾ありしが、京撰は緩かなりしゆへ、一統にうか⁽⁸⁾くくらしぬる様子なりしに」と述べて、前年から本格化した改革による取り締まりが京都・大坂は江戸と比較して緩やかである実態を述べている。こうした住民感覚は、將軍膝下の江戸と上方との取り締まりの相違が、文化文政期の御免富の興行にも底流として存在したことを示唆しているのである。

以上の検討から、上方の御免富は販売・支払いの局面において江戸と異なり、公然と富札屋が派手なパフォーマンスをともなつた存在として現われ、重要な役割をはたしていたことがわかる。そしてこれを可能にしたのは、政治機能の中心地である江戸から遠いことが取り締りに少なからず影響を与えていると思われるのである。それゆえ、おはなし売が介在するような、影富・第付などの「影の文化」の発展がみられなかつたのであろう。

四 仁和寺の御免富

ここで御免富最盛期の仁和寺の興行について、「仁和寺宮御拝借金并突富御願一件」をもとに検討を加えていきたい。

仁和寺は仁和四年（八八八）に宇多天皇によって創建された由緒をもつ真言系の門跡寺院で、「御室御所」の別称がある。同寺は近世では一五〇二石三斗余の寺領をもち、寛永二十一年（一六四四）の再建時には費用をすべて幕府が負担し、以後も度々幕府から資金の提供を受け、文政十三年（一八三〇）までに「追々御拝受惣金高」が七七一〇両余にのぼっていた。ところが文政十三年（一八三〇）秋の地震で御座所・住居・学問所その他多くが倒壊・破損し、修復に一万両ほどが必要となつた。その上御手当金も減少している、奉行所から借用した額では修復を賄いきれないとして、天保二年（一八三一）五月に京都・大坂で富突を一ヶ所ずつ興行を願い出たが、却下された。このときの出願内容は、京都・大坂とも毎月興行で一〇年、富札は一枚一朱で二、〇〇〇枚発行というもので、利益分は奉行所に差し出し、今回の修復料を差し引いた残額は今後の修復手当金として備えておくというものであった。要するに仁和寺は京都・大坂の同時興行を目論んだわけだが、こうした二ヶ所同時の興行の例はすでに輪王寺宮・増上寺などにあつたようで、文政四年の規定で同じ定数外の有力門跡寺院であることを活かそうとしたのだらう。

その後仁和寺は出願を続け、翌三年十月十八日、京都にて一の富一〇〇両の富突を一〇年間毎月許可された（ただし、年限の延長は認めないとする）。ところが、この興行仕法に納得のいかない仁和寺側は、翌月に次のような願書を寺社奉行所に提出した。

御室御所去ル二月中京都・大坂二而月富壹ヶ所御願之處、於京都

別段壹ヶ所御聞届之段、去月十八日御達之趣御承知被成深忝思召候、然ル処御修復金高兼而被仰立候通付壹ヶ所是迄通之仕法二而は不行届事故、更二五千枚増札被及御願都合壹万七千枚二而仕法別紙通を以興行被成度候、猶又従来大坂表二而興行有之候付、発端より懸合之ものも不少、加之去年中被及御届候通右興行六ヶ月分被及休会候付、右懸合増加之姿二も有之、并興行場所・諸建物・道具類とも大坂表二有之候旁諸入用少も相減御修復金高精々都合候様御取計被成度、無余儀場所替之儀も被仰立候、何卒前条之御願之通速二御聞届之儀幾重二も願思召候、此等之趣何分宜御取計偏二被為頼入候、以上

御室御所御使

十一月朔日

久富遠江守

寺社御奉行所

ここではまず、許可されたのが一ヶ所だったため、修復費用捻出のため発行する富札を五、〇〇〇枚増やして一七、〇〇〇枚としたいとしている。そして先年大坂で興行の際に六ヶ月分の休会があったので、この分を含めて興行し、さらに興行場所や興行に関わる諸建物・道具類もそのまま大坂にあるため、京都ではなく、大坂で興行することを嘆願した。その結果、十二月六日に許可が下り、同八日次のような書付を寺社奉行所へ差し出し、願の通り許可された。

一 御室御所伽藍御殿向其外御修復為御助成月富御願之処、別段之訳を以於大坂表中年十ヶ年之間月々百両富興行御願濟二付、興

行場所之儀は大坂西成郡小野村不動寺於境内興行いたし度、尤同寺は勿論、村中差支無御座候段、同寺申出候
一 富興行之儀、中年十ヶ年之間毎月三日定日二仕、正月は十八日と定メ初興行之儀は 来巳二月三日仕度、尤御用日二相当候節は伺之上御差図次第可致候

一 富御免之趣、大坂町御奉行所より御触流御座候様仕度候

一 富建札之儀大坂表仕来候場所江建札仕度候

一 富興行之節之御見分御座候様仕度候

一 仕法之儀は別紙書面之趣仕度候、前条之趣御聞届御座候上は、

大坂町御奉行所江御 通達可被下候、以上

御室御所御使

久富遠江守代

辰十二月

功德院

寺社御奉行所

これによつて仁和寺の御免富は、天保四年二月から大坂西成郡小野村の不動寺境内で一〇年間にわたつて毎月三日（正月だけは十八日に興行）に行われることとなり、大坂町奉行所から町触が出され、興行周知のための立札が建てられたのである。右願書にはこのあとに「富突仕法」が記載されており、それによれば発行札数一七、〇〇〇枚、鶴・亀・松・竹の各四、二五〇枚ずつ、札料は金一朱とあり、全部富札を売り切り、当選金を全部支払つた場合の収支を試算すると、富札売上が一、〇六二両二分、支払当選金が九三六両三分（ただし「百兩

富」としつつも「百番突留百兩ト外二百兩相添都合式百兩」として
 いる）、諸雑費が九五兩ほどで、これに「当り金一兩以上奉納之分」
 が七五兩一分二朱と銀七分五厘、よって差引一〇六兩三朱と銀七分五
 厘の利益を一回の興行ごとに獲得する見込であった。
 とここで、この興行に関しては、鑑札が残っている。その表面には
 次のように記されている。

御室御所（印）

御富札仲買印鑑（印）

天保四巳年八月より

卯年正月迄

これは仁和寺の御免富の富札仲買人の鑑札で、天保四年八月から翌
 五年正月までの半年間の有効期限がある。筆者はこれまで江戸の御免
 富において請負人が存在することを指摘してきたが、仁和寺の場合に
 も富札屋と思われるこのような鑑札があることから、上方の御免富に
 おいても興行の実質的な運営を行う請負人と、その下請けとして富札
 販売を行う富札屋という重層的な興行構造を想定することが可能であ
 る。そして前述のように、富札屋が江戸よりも公然としかも大々的な
 展開をみせていたことを考えれば、こうした興行構造はより顕在化し
 ていたとみることができる。

では実際の興行はどつであつたのかというと、この時期特有の江戸
 と同様な状況が起きていたようである。すなわち、興行定数枠を拡大
 した結果、市中に購買可能な範囲を超える富札が溢れ、興行の成否を

決定付ける富札の販売収益が上がらない状態が続き、御免富という幕
 府の寺社助成システムそのものが崩壊していったと考えられるのであ
 る。それを裏付けるように、仁和寺では興行成績が芳しくなく、札の
 売れ残りが目立つたためとして、天保四年十一月に仕法替（札数二二
 〇〇枚）を行い、一回ことの興行利益が二七兩二分二朱増加（増加
 率二六%ほど）させる目算を立てている。これにたいして寺社奉行脇
 坂安童は、前年増上寺が京都で興行中の御免富の富札の売捌を大坂で
 も行う旨の願書を出し、これが認められた前例を取り上げ、仁和寺宮
 や増上寺が「外富」とは異なり、「別段出格之御趣意」の「御手当
 富」であることを指摘して、次のような許可へと導いていく。

以切紙令啓上候、然は仁和寺宮伽藍其外修復為御助成去辰年出格
 之訳を以別段新規富興行於大坂表御免被仰出候処、札不捌御助成
 薄二付、今般其表おゐても右富札売捌度旨願出候付、先達而中務
 大輔より及御懸合候答之趣を以御老中江相伺候処、伺之通相濟候
 間、願之趣承届候旨右宮家来江申渡候、此段為御心得可得御意如
 此候、以上

正月七日

間部下総守

土井大炊頭

土屋相模守

脇坂中務大輔

松平伊勢守様

深谷遠江守様

これによつて京都町奉行の松平定朝・深谷盛房に町触を出させ、興行周知の立札を建てさせている。

その後同六年二月十七日、仁和寺宮御使の深川永代寺は、寺社奉行所に左の口上書を提出した。

御室御所月富一ヶ所御大坂表御願濟以後、去ル巳年中仕法替も御聞届付、毎月興行有之厚忝思召候、然処近来御損失勝二而京都町御奉行所江可被指出益徳無之儀は不及申、却而及御高借候、畢竟右札御式万式千枚は大半捌候見込二而、当り金高も右二准候仕法二御座候処、追々札不捌及惣而不都合二相成候、全往々之見渡難行届右体二至候模様二而、尚又御当惑至極二御座候、毎々彼是被仰立段何とも御斟酌思召候得共、差当り難御取続相成無余儀今度八千枚増札被及御願、都合三万枚二而別紙通仕法替有之興行被成度候、并年限定日等之儀は兼而御願濟之通去ル巳年二月より中年十ヶ年之積を以正月而已十八日、余は三日定日二而毎月興行有之、来ル来ル卯年正月十八日可被及満会候、是等之儀幾重二も願思召候、何分宜御取計之儀偏二被為頼入候、以上

御室御所御使

二月十七日

永代寺

寺社

御奉行所

この記述によつて、仁和寺は富札を京都で売り捌いても興行成績は

不振であつたことがわかり、富札が捌ききれないのが問題としつつも、発行する富札の数をこれまでの二二、〇〇〇枚から三〇、〇〇〇枚に増やすことを出願している。右によつて仁和寺では富札の不捌の解決を富札の増刷という、誤つた選択を行い、泥沼に陥つていったことがわかると同時に、これを許可している寺社奉行所をはじめとする幕府側の認識も右に沿つたものであつたことが明らかである。なお、興行は毎月三日を定日にし、正月のみ十八日としていたことがわかる。

仁和寺は表3のように、その後も仕法替を繰り返している。ことに富札の発行枚数を仕法替のたびに大幅に増やしていることがわかるが、前述のように、かえつて売り捌けない富札を増やすばかりで、興行成績はさらなる悪化の一途をたどつていったものと思われる。¹⁹⁾

一方、前掲の表1をみるとわかるように、天保五年五月から京都四条道場金蓮寺境内で一〇年間毎月興行を許可されており、富札一枚金一朱、二二、〇〇〇枚発行、最高賞金額一五〇両というものであつた。そして同時に京都興行の富札を大坂でも販売することが許可されている。²⁰⁾ 同史料にはこちらの興行についての記載はなく、その実態を窺うことはできないが、おそらくは大坂興行と同様の傾向にあつたと思われる。そして注目したいのが、京都と大坂で同時期に興行を行うつ、大坂の富札を京都、京都の富札を大坂でそれぞれ販売している実態は、両所の御免富がほぼ同質かつ受容地域も重複していることを示唆している。仁和寺のこのような動向からは、御免富を江戸に對置

表3 仁和寺の興行仕法

項 目	天保3年12月	天保4年11月	天保6年2月	天保8年4月	天保9年4月
A 富札発行数	17,000枚	22,000枚	30,000枚	60,000枚	72,000枚
B 札 料	金1朱	金1朱	金1朱	銀3匁2分	銀4匁7分
C 富札売上 (A × B)	金1,062両3分	金1,375両	金1,875両	金3,200両	金5,640両
D 支払当選金	金936両3分	金1,227両2分2朱	金1,839両3分2朱	金2,549両3分2朱	
E 諸 雑 費	金95両	金100両	金150両	金150両	金150両
F 奉 納 金	金75両1分2朱 + 銀7分5厘	金86両1分3朱 + 銀7分5厘	金94両	金194両2分2朱 + 銀1匁5分	
G 1会の興行利益 (C - D - E + F)	金106両3朱 + 銀7分5厘	金133両3分1朱 + 銀7分5厘		金1,304両2朱	金3,134両3分 + 銀1匁5分

註：「仁和寺宮御拝借金并突富御願一件」（国立国会図書館所蔵）より作成。なお、ここでは便宜上、金1両 = 銀60匁で算出している。

する上方の興行として一括りにすることが可能であるといえるのである。

最高当選額や富札の販売に相違がみられることがわかった。そして興行不振が深刻化した天保期には、仁和寺のような幕府の意向によって定数外に規定される別格の門跡寺院が京都・大坂連動型の興行を展開する動向が窺えるのである。

おわりに

都市構造について考えたとき、京都・大坂は江戸の人口と比較すればはるかに規模が小さい。それに加えて、参勤交代や訴訟などで絶えず人々が入り出す江戸と比べれば、富札の購買力はそれほど高いものではなかったのだろう。そのため、興行場所としてはそれほど多くの御免富を受け入れることができず、これが興行件数に反映している

本稿では京都・大坂の御免富展開の実態を検討してきた。その結果、まず上方の興行は江戸ほど遠隔寺社の受入を行っておらず、宮門跡方の興行が中心で、興行件数もそれほど多くはないということが明らかとなった。また興行時期や興行システムは江戸とほぼ同様だが、

のである。むしろこのような都市的条件が、京都と大坂という比較的
近接した立地条件を活かし、両所を結びつけ、販売と興行とを連動さ
せた興行として展開するに至ったということができよう。

また、両所は將軍膝下の江戸から離れているだけに、富札の販売や
当選金の授与を大々的に行うことが可能であり、購買意欲を高めるこ
とになったであろうし、文化的にみてもいわゆる「影の文化」である
影富・第付が流行した江戸と実に対照的な展開をみせたのであろう。

つまり、御免富に関していえば、「質」的多才さを誇る上方、「量」で
圧倒する江戸という傾向が窺え、こうした上方の「質」を支えていた
のは、近世初頭以来行なわれていた年中行事としての富突であつたと
いうことができるのではないだろうか。今後は上方の御免富の興行構
造を検討していくことを当面の課題としていきたい。

註

- (1) 拙著『江戸の社会と御免富―富くじ・寺社・庶民―』岩田書院、二〇〇九年。
- (2) 荒木豊三郎氏は上方の富札についても取り上げているが、富札の記載内容から分析しているにすぎず、誤認なども少なくない(『富札考』私家版、一九六二年)。また、倉本修武氏は関連史料とともに分析を行っているが、法令など政策面や興行構造に踏み込んだ論の展開がなされていない(『江戸時代大流行の富突興行と熊野三山の富興行』大阪書籍、一九九六年)。
- (3) 『海録』、国書刊行会、一九〇五年、一三七・一三八頁。

- (4) 『続日本随筆大成 民間風俗年中行事 上』吉川弘文館、一九八三年。

- (5) 『京都町触集成』一〇巻一四一七号。

- (6) 『祠書雜識』、国立国会図書館内閣文庫所蔵。なお、同史料によれば、由緒の厚薄は寛政十一年に脇坂中務大輔(安董)が寺社奉行在任中に行われた評議に基づくものだという。

- (7) 興行が三ヶ月に一度であるので、最高賞金額は一〇〇両×三ヶ月＝三〇〇両まで可能ということになる。

- (8) 『大阪市史』町触一八六三号。

- (9) 『雜留』、国立公文書館内閣文庫所蔵。

- (10) 『近世風俗誌』(一)、岩波書店、一九九六年、三八八―三九一頁。

- (11) 『江戸町触集成』一一〇―一一五号。

- (12) 『浪速叢書』第十四(一九二七年)所収。

- (13) 拙稿「庶民の富札購入と受容構造」(前掲註(1)所収)。

- (14) 『大阪市史』達一九七九号。

- (15) 『日本庶民生活史料集成』第十一巻、三二書房、一九七〇年、五八四頁。

- (16) 国立国会図書館所蔵旧幕府引継書。以下仁和寺の御免富に関する記述は、とくに断りのないかぎり、すべて同史料による。

- (17) 筆者所蔵。

- (18) 拙稿「御免富の請負構造―文政―天保期の事例を中心に―」(前掲註(1)所収)。

- (19) その後、仁和寺の興行は改革下の天保十三年三月に全面差留となつている。

- (20) 『京都町触集成』五〇八九号。